

国内

株式会社 ジャルパック
受注型企画旅行条件書

お客様の個人情報の利用目的は、第27項(1)をご確認ください。

この旅行条件書は、旅行業法第12条の4に基づきお客様に交付する取引条件説明書面として、旅行契約が成立した場合は同法第12条の5の契約書面の一部として取り扱います。お申し込みの際は本旅行条件書を十分にご確認のうえ、本受注型企画旅行の内容につきご理解いただきますようお願いいたします。

1. 受注型企画旅行契約

- この旅行は、株式会社ジャルパック(以下「当社」といいます。)が、お客様からの依頼により旅行を企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当社と受注型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- お客様が締結しようとする旅行契約の内容は、この書面の他、別紙「企画書面」、出発前にお渡しの「旅程表」及び当社旅行業約款受注型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)に記載したところによります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することになります。
- 当社は、旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

2. 契約のお申し込み

- 当社は、旅行契約のお申し込みをしようとするお客様からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面(以下「企画書面」といいます。)を交付します。
- 当社は、前項の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金(以下「企画料金」といいます。)の金額を明示することがあります。
- 当社がお客様に交付した企画書面の内容に関し旅行契約を申し込もうとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、別途提示する書面に記載の申込金を添えてお申し込みいただけます。申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。
- 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、Eメールその他の通信手段による契約の予約を受付けます。この場合、予約の時点で契約は成立しておらず、お客様は、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。(受付は当社の営業時間内とし、営業時間終了後に着信したファクシミリ、Eメール等は、翌営業日の受付となります)。この期間内に申込金のお支払いがない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- 通信契約により契約の締結をご希望されるお客様との旅行条件は次のほか、第5項(3)、第13項(1)及び第17項(2)によります。
 - 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」という)のカード会員(以下「会員」という)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受ける」ことを条件に「電話、ファクシミリ、インターネット、Eメールその他の通信手段による旅行のお申し込み」を受けて契約を締結することがあります(以下を「通信契約」といいます)。
 - 通信契約のお申し込みの際に、会員のお客様はお申し込みをしようとする「受注型企画旅行の名称」、「旅行開始日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。
 - 通信契約での「カード利用日」とは、お客様及び当社が契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。
 - 与信等の理由によりお客様のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除します。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。なお、この期日までにお支払いがないときは、第14項(1)によります。
- 日程上実際に利用できない複数のご予約(以下「重複予約」といいます。)は、「ウェイトイング」の場合を除きできません。この場合、航空会社・宿泊機関などの予約管理方針により航空会社・宿泊機関などの定める基準に従って「重複予約」の一方が自動的に取り消されます。

3. ウェイトイングの取り扱いについての特約(通信契約を除く)

- お申し込みの時点で満席、満室その他の事由により契約の締結の承諾が直ちにできない場合において、お客様が引き続き契約の締結を希望するときは、当社は、お客様の承諾を得て、当社のお客様に対する契約締結の承諾をお待ちいただける期限(以下「期限」といいます。)をお客様と確認のうえ契約待機中(以下「ウェイトイング」といいます。)のお客様として登録することがあります。この場合、当社は、申込金と同額以上の金額の預り金を収受し、契約締結の承諾ができる状況になった場合は、契約締結を承諾する旨の通知(以下「承諾通知」といいます。)をするとともに、承諾通知をした時点において預り金を申込金に充当します。なお、「当社の承諾通知の前に、お客様よりウェイトイングのお客様としての登録の撤回のお申し出があった場合」又は「期限までに当社による承諾通知ができなかった場合」は、預り金を全額払い戻します。

- 預り金のご提出の時点及びウェイトイングの登録の時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社が、将来的に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。

4. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じないことがあります。

- 当社の業務上の都合があるとき。
- 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りします。
- お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

5. 契約の成立時期

- お客様との契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。具体的には、次によります。
 - 店頭及び当社の外務員による訪問販売の場合は、当社が契約の締結を承諾し、当社が第2項(3)の申込金を受理した時。
 - 電話等による契約の予約の場合は、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日目に当たる日までに当社がお客様から第2項(3)の申込金を受理した時。
 - 第3項のお客様の場合は、当社がお客様に承諾通知をし、当社が預り金を申込金に充当した時(なお、当社の承諾通知の前に、お客様からウェイトイングのお客様としての登録の撤回のお申し出がない場合に限り)。)
- 申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
- 通信契約は、(1)の規定にかかわらず、当社が申し込みを承諾する旨の通知を發した時に成立するものとします。ただし、当該旅行契約において、電子メール、ファクシミリ、留守番電話等による電子承諾通知を發する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

6. お申し込み条件

- お申し込み時点で未成年(18歳未満)の方のみでご参加の場合は法定代理人(親権者など)の同意が必要です。また、旅行開始日時点で15歳未満の方は、15歳以上の保護者の同行を条件とさせていただきます。
- 最小催行人員は、特に明示をしていない限り1名さま(ただし、企画書面に1名さまでの参加ができない旨の表示がある場合は2名さま)とします。
- ご参加にあたって特定の条件を定めた旅行については、参加者の年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、お申し込みをお断りすることがあります。
- 健康を害している方、車いすなどの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方とその他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出ください。)。あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出いただくことがあります。
- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

7. 契約責任者によるお申し込み

- (1) 当社は、同一コースにおいて、参加しようとする複数のお客さまが責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて旅行契約を申し込んだときは、旅行契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (5) 当社は、契約責任者と旅行契約を締結する場合、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく旅行契約の締結を承諾することがあります。この場合、旅行契約は、第5項(1)の規定にかかわらず当社が契約責任者に当該書面を交付したときに成立するものとします。

8. 確定書面・確定書面(旅程表)の交付

- (1) 契約書面とは企画書面に掲載した受注型企画旅行の旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件および本旅行条件書をいいます。確定書面とは出発前にお渡しする「旅程表」のことをいいます。
- (2) 当社は、あらかじめお客さまの承諾を得て、本項(1)の契約書面および確定書面(旅程表)に記載すべき事項を Web サイト 上への表示など情報技術を利用して提供したときは、これらの書面を交付したものとみなします。この場合、お客さまの使用するパソコンなどの通信機器に備えられたファイルに記載すべき記載事項が記録されたことを確認します。また、お客さまの使用するパソコンなどの通信機器にファイルが備えられていないときは、当社の通信機器に記載すべき記載事項を記録し、お客さまが記載すべき記載事項を閲覧したことを確認します。
- (3) 確定した旅行日程、主要な運送機関の名称及び宿泊ホテル名が記載された確定書面(旅程表)は、旅行開始日の前日までに交付します。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に受注型企画旅行契約の申し込みがなされた場合には旅行開始日当日までに交付します。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明します。
- (4) 本項(1)の確定書面(旅程表)は、第19項(1)のクーポン類とともに、お客さまが旅行サービスを受けるために必要な書面としてもご使用いただけます。

9. 旅行代金の支払時期

- (1) 旅行代金の額は、企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。
- (2) 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票へのお客さまの署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日(お客さま又は当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日)は旅行契約成立日とします。

10. 契約内容の変更

- (1) お客さまから旅行契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客さまの求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

11. 旅行代金の変更

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定された時は、その範囲内で旅行代金を増額又は減額することがあります。この場合において、適用運賃・料金が減額されたときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。また、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知します。
- (2) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を企画書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、企画書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。
- (3) 前項(2)の規定に基づく契約内容の変更による旅行費用の増減が発生した場合は、旅行代金を変更する場合があります。この旅行費用には当該変更に伴う旅行サービスに係る取消料、違約料を含みます。ただし、旅行費用の増加が運送・宿泊機関等が旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、座席・部屋その他の諸施設の不足が発生(以下「オーバーフロー」といいます。)している場合は旅行代金を変更いたしません。

12. お客さまの交替

お客さまは、あらかじめ当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、所定の金額の手数料をお支払いいただきます。また、契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じます。なお、航空機の空席状況、適用する運賃規則、その他やむを得ない事由により予約や氏名変更ができない場合があり、これらの理由により、当社は、お客さまの交替をお断りすることがあります。

13. お客さまによる契約の解除(旅行開始前)

- (1) お客さまは、いつでも<表A>「国内旅行に係る取消料」に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。ただし、当社が、運送・宿泊機関等が定める取消料、違約料

その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用(以下、総称して「運送・宿泊機関取消料等」という。)の金額を、第2項(1)において証憑書類を添付して明示したときは、旅行者が旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、<表A>「国内旅行に係る取消料」に定める金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして、本項に規定する取消料の支払いを受けます。

- (2) 当社の責任とならないローン等の事由による取り消しの場合も企画書面に記載されたところに従って取消料等をいただきます。
- (3) お客さまは、次に掲げる場合は本項(1)の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
 - ① 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の<表B>左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
 - ② 第11項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ④ 当社がお客さまに対し、第8項(1)の期日までに「確定書面(旅程表)」を交付しなかったとき。
 - ⑤ 当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

<表A> 国内旅行に係る取消料

区分	取消料	備考
(1) 次項以外の受注型企画旅行契約		
イ	口からへまでに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)	企画料金の相当する金額
ロ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目(日帰り旅行にあっては十日目)に当たる日以降に解除する場合(八からへまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
ハ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合(二からへまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%以内
ニ	旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ホ	旅行開始日の当日に解除する場合(へに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
ヘ	旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(2) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。	(一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。 (二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規定第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

14. 当社による契約の解除(旅行開始前)

- (1) お客さまから第9項に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当該期日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものとし、企画書面に記載されたところに従って取消料等をいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合、お客さまに理由を説明して契約を解除することがあります。
 - ① お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - ② お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - ③ スキーを目的とする旅行における積雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - ④ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、企画書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ⑤ 通信契約の場合で、お客さまのクレジットカードによる決済ができなくなったとき。
 - ⑥ お客さまが第4項(3)から(6)のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 当社は、本項(2)により契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)の全額をお客さまに払い戻します。

15. お客さまによる契約の解除(旅行開始後)

- (1) お客さまのご都合により旅行サービスの一部を受領されず、又は途中で離団された場合は、お客さまの権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。
- (2) お客さまは、旅行開始後において、お客さまの責に帰すべき事由によらず企画書面(「確定書面(旅程表)」)が交付された場合においては、当該「確定書面(旅程表)」に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、第13項(1)の規定にかかわらず、取消料等を支払うことなく、受領できなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、受領できなくなった当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用(当社の責に帰すべき事由によるものではないときに限り)を差し引いた金額をお客さまに払い戻します。

16. 当社による契約の解除(旅行開始後)

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客さまに理由を説明して契約の一部を解除することがあります。
 - ① お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
 - ② お客さまが旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者による

当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

④お客さまが第4項(4)から(6)のいずれかに該当することが判明したとき。

- 当社が本項(1)の規定に基づき契約の解除をしたときは、お客さまと当社との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客さまが既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務は、有効な弁済がなされたものとします。
- 本項(2)の場合において、当社は、旅行代金のうちお客さまがまだその提供を受けていない旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いた金額をお客さまに払い戻します。
- 当社は、本項(1)①③の規定により契約を解除したときは、お客さまの求めに応じて、出発地に戻るための必要な手配をします。この場合に要する一切の費用はお客さまのご負担となります。

17.払い戻し

- 当社は、第11項(1)から(3)までの規定による旅行代金の減額又は第13項から第16項までの規定による契約の解除によってお客さまに対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては、解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては、企画書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客さまに対し当該金額を払い戻します。
- 通信契約を締結したお客さまに本項(1)の払い戻しすべき金額が生じたときは、当社は、提携会社のカード会員規約に従って払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては企画書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客さまに対し払い戻しすべき額を通知するものとし、お客さまに当該通知を行った日をカード利用日とします。

18.旅程管理

当社は、お客さまの安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、次に掲げる業務を行います。ただし、第19項(1)の添乗員が同行しない場合には、この限りではありません。

- お客さまが旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けるために必要な措置を講ずること。
- 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

19.添乗員等

- 添乗員同行の場合を除き、第18項に掲げる業務を行いません。お客さまに「確定書面(旅程表)」及びお客さまが旅行サービスを受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスを受けるための手続きはお客さまご自身で行っていただきます。なお、現地における当社の連絡先は、「確定書面(旅程表)」又は企画書面に明示します。また、悪天候等お客さまの責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領ができなくなった場合は、当該部分の代替サービスの手配や手続きはお客さまご自身で行っていただきます。
- 添乗員同行の場合には、全行程に添乗員が同行し、第18項に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務を行います。添乗員の業務の時間帯は、原則として8時から20時までとします。
- 現地添乗員同行の場合には、原則として企画書面に記載された旅行目的地(現地到着から現地出発までの間で明示した区間)に限り、添乗員が同行します。現地添乗員の業務は本項(2)の添乗員の業務に準じます。
- 現地係員が案内する場合には、添乗員は同行しませんが、旅行を円滑にするために必要な業務を行います。
- 本項(3)の現地添乗員が同行しない区間及び本項(4)の現地係員が業務を行わない区間については、本項(1)によります。
- お客さまは、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員又は現地係員等当社の指示に従わなければなりません。

20.保護措置の実施

当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客さまのご負担とし、お客さまは、当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

21.当社の責任

- 当社は、契約の履行に当たって、当社又は当社が第1項(4)の規定に基づき手配を代行させた者(以下、「手配代行者」といいます。)が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、損害発生の日から2年以内に当社に対して通知があったときに限り、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害は、損害発生の日から14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客さま1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。
- お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、本項

(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

22.特別補償

- 当社は、第21項(1)の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款「特別補償規定」に従い、お客さまが受注型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害について、旅行者1名につき死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院日数が3日以上となったときは通院見舞金として1万円~5万円、携帯品にかかる損害補償金(15万円を限度、ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、SDカード・DVD・CD-ROMなど記録媒体に書かれた原稿(記録媒体自体は補償対象)、義歯、コンタクトレンズ、その他同規定第18条第2項に定める品目については補償しません。損害補償金の支払いを受けようとするときは、同規定第21条に定める書類を提出しなければなりません。なお、同条内にあります第三者とは、旅行同行者は含まれません。
- 本項(1)の損害について当社が第21項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害補償金の額の限度において、当社が支払うべき本項(1)の補償金は、当該損害補償金とみなします。
- お客さまが受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客さまの故意、酒酔い運転、故意の法令違反、法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山(ビッケル等の登山用具を使用するもの)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等当社約款「特別補償規定」第3条、第4条及び第5条に該当する場合は、本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が受注型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。
- お客さまが旅行の行程から復帰の有無及び復帰の予定日時等の連絡なしに離団された場合は、離団中に被られた損害については、当社約款「特別補償規定」第2条第2項に定める「企画旅行参加中」の事故とはみなされなことから、補償金及び見舞金を支払いません。
- 企画書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場合に限り、受注型企画旅行参加中とはいたしません。

23.旅程保証

- 当社は、<表B>左欄に掲げる契約内容の重要な変更(サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるもの以外の①②の変更を除きます)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います(お客さまの同意を得て同等価値以上の品物又はサービスの提供とすることがあります)。ただし、旅行サービスの提供を受けた日時及び順序の変更は対象外となります。
 - 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置としての変更。
 - 第13項から第16項までの規定により契約が解除された部分に係る変更。
- 当社が一つの契約に基づきお支払いする変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じた額をもつて限度とします。また、お客さま1名に対して支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- 当社が本項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第21項の規定に基づく損害賠償責任が明らかになった場合には、当社は、既にお支払いした変更補償金の額を差し引いた額の損害賠償金を支払います。

<表B> 変更補償金の支払いが必要となる変更

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)ます。	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0

- (注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客さまに通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客さまに通知した場合をいいます。
- (注2) 確定書面(旅程表)が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面(旅程表)」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面(旅程表)の記載内容との間又は確定書面(旅程表)の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- (注3) ③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- (注4) ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- (注5) ⑦の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のWebサイトで閲覧に供しているリストによります。
- (注6) ④又は⑦若しくは⑧に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又はまたは1泊につき1件として取り扱います。

24.お客さまの責任

- (1)お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社は、お客さまから損害の賠償を申し受けず。
- (2)お客さまは、当社から提供される情報を活用し、お客さまの権利・義務その他契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3)お客さまは、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

25.国内旅行傷害保険への加入

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金額や賠償金の回収が大変困難な場合があります。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客さまご自身で充分な額の国内旅行傷害保険に加入することをお勧めします。

26.事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに「確定書面(旅程表)」等でお知らせする連絡先にご通知ください(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください)。

27.個人情報の利用目的及び第三者提供について

- (1)当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報の利用目的について、お客さまとの連絡のために利用させていただき、お客さまがお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要なものについては各コース等に記載されています)の提供する旅行サービスの手配及びこれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、又は当社の契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の免税店・土産品店でのお客さまの買い物の便宜のために必要な範囲内で利用させていただきます。

*この他、当社は、①当社、及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成(販売分析その他の調査・研究、新サービス・商品の開発や提供)、⑥クレジットカードによる決済、⑦上記①から⑥に付随・関連する業務、お問い合わせ等への対応に、お客さまの個人情報を利用させていただくことがあります。個人情報の取り扱いについては、「ジャルパック 個人情報保護(www.jal.co.jp/jp/tours/footer/privacy.html)」をご参照ください。

- (2)当社が取得する個人情報は、お客さまの氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、ファクス番号、メールアドレス、その他コースにより当社が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲内のお客さまの個人情報といたします。また介助者の同行、車いすの手配等特別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに応ずる(又は応じられない旨の回答をする)目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただくことがありますが、これは当社が手配等をするうえで必要な範囲内といたします。
- (3)当社が必要な個人情報を取得することについてお客さまの同意を得られない場合は、当社は、契約の締結に応じられないことがあります。また同意を得られないことにより、お客さまご希望される手配等が行えない場合があります。
- (4)当社及び当社の手配代行者は、本項(1)により、運送・宿泊機関等に対してお客さまの氏名、年齢、性別、電話番号、その他手配をするために必要な範囲内での情報をあらかじめ電子的方法等で送付して提供します。
また、万一事故が発生した時に限り、保険会社に対して保険手続きに必要な範囲内での情報を書面で送付して提供します。
- (5)当社は旅行先でのお客さまの便宜を図るため、当社の保有するお客さまの個人データを免税店(Tギャラリア・沖縄)、土産物店及び手荷物運送業者などに提供することがあります。この場合、お客さまの氏名、及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法などで送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申し込み時に当社にお申し出ください。
- (6)当社は、当社が保有するお客さまの個人データのうち、JMBお得意様番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号又はメールアドレス、旅行内容等について、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送や商品開発の参考とするために、これを利用させていただくことがあります。なお、当社グループ企業の名称および個人データの管理について責任を有する者は、当社Webサイト(www.jal.co.jp/jp/ja/tours/footer/privacy.html)をご参照ください。

28.この取引条件説明書面に定めのない事項

本旅行条件書又は別紙「企画書面」に定めのない事項は当社旅行業約款受注型企画旅行契約の部によります。当社の旅行業約款とこの条件書との間で齟齬が生じた場合は、旅行業約款の規定を優先します。

お問い合わせは
メールアドレス: only.nbc.jpk@jal.com
営業時間 平日 9:30 ~ 18:30 (土曜・日曜・祝日及び年末年始は休業)
※営業時間は変更となる場合がございます。

株式会社 ジャルパック
(観光庁長官登録旅行業第 705 号)
〒140-8658 東京都品川区東品川 2-4-11 野村不動産天王洲ビル
(社) 日本旅行業協会正会員

総合旅行業務取扱管理者 小山祐樹

総合旅行業務取扱管理者とは、お客さまの旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明点がありましたら、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。